

海津市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成24年9月10日に海津市議会第3回定例会を海津市議場に招集する。

平成24年8月15日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	山 田 勝 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	川 瀬 厚 美 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	15番	星 野 勇 生 君
16番	永 田 武 秀 君	17番	西 脇 幸 雄 君
18番	森 昇 君		

不応招議員（なし）

## 平成24年海津市議会第3回定例会

### ◎議事日程(第1号)

平成24年9月10日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第13号 平成23年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第50号 平成24年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第51号 平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第52号 平成24年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第53号 地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例について
- 日程第10 議案第54号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第56号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第57号 公共施設の位置表記変更に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 認定第1号 平成23年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成23年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成23年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成23年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について

て

日程第24 認定第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別  
会計決算の認定について

日程第25 認定第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定につい  
て

日程第26 認定第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について

日程第27 認定第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

---

◎出席議員（17名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君
16番	永田武秀君	17番	西脇幸雄君
18番	森昇君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠員（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長 松永清彦君 副市長 後藤昌司君

教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡 邊 良 光 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	水 谷 明 寛 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水 谷 辰 巳 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	教育委員会事務局 次長(施設担当)併 総務部財政課課長 (施設担当)	岡 田 健 治 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	菱 田 義 博 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 栄 君
代 表 監 査 委 員	柴 田 清 文 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開会宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成24年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、1番 伊藤秋弘君、2番 山田武君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（森 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月27日までの18日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間とすることに決定しました。

---

◎報告第13号 平成23年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（森 昇君） 日程第3、報告第13号から日程第27、認定第14号までの25議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変御苦労さまでございます。

昨日は、第17回のデ・レーケ交流レガッタ大会、先生方にも2組参加をしていただきまして、大いに盛り上げていただきましたことに心から感謝、御礼を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

本日、平成24年度海津市議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件2件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第13号の平成23年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について、地方自治法第241条第5項の規定により御報告いたします。

基金総額は10億4,259万7,735円で、内訳は土地5万2,208平方メートル（6億3,935万7,023円）、現金4億324万712円で、23年度中に土地5万5,885平方メートルを一般会計で買い戻し、基金利息20万7,726円繰り入れをしました。

詳細につきましては、基金運用状況に関する書類を別冊2、監査委員の審査意見書を別冊4により提出しております。

次に、報告第14号の専決処分の報告につきましては、本年4月30日に平田町仏師川地内の市道海津23425号線において、市道の路肩部分が崩れていたことにより普通自動車破損した事故につきまして、運転していました市内在住の被害者に対して、賠償金を支払うものがあります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年6月27日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、人事案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成24年12月31日に任期満了となります海津市南濃町吉田196番地、水谷敬子委員を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件3件について、その概要を御説明申し上げます。

別冊1、議案第50号の平成24年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億3,472万8,000円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ162億6,860万7,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の総務管理費、財産管理費で旧石津幼稚園解体工事設計監理委託料100万円を追加いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、国民年金事務費でシステム改修委託料100万8,000円、パソコン等購入費35万2,000円、前年度事業費の精算に伴います償還金を、障害福祉費で687万1,000円、福祉医療費で796万円、生活保護費、生活保護総務費で1,434万1,000円、また児童福祉費、保育園費で西島保育園西園舎トイレ屋根修繕料63万円を追加いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、予防費で予防接種法の改正により不活化ポリオ、四種混合の予防接種医療機関委託料等関連事業費1,561万1,000円、環境衛生費で住宅用太陽光発電シス

テム設置整備事業補助金80件分539万5,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農業振興費で事業不採択により経営体育成支援事業助成金707万3,000円を減額、青年就農給付金2人分150万円を追加、農地費で積算システム用パソコン購入費14万円を追加いたしました。

次に、商工費の商工業振興費で総額4,400万円のプレミアム付商品券を発行するため、商工振興事業補助金200万円を追加いたしました。

次に、土木費の道路橋梁費、道路橋梁新設改良費で東海環状自動車道の休憩施設スマートIC導入検討業務委託料300万円、都市計画費、都市計画総務費で住宅リフォーム補助金80件分800万円を追加しました。

次に、消防費の消防施設費で消防団再編に伴う城山北・海西・今尾東分団消防庫新設工事設計監理委託料282万8,000円、小型動力ポンプ軽積載車購入費等1,096万2,000円、水槽付消防ポンプ車修繕料267万8,000円を追加いたしました。

次に、教育費の小学校費、学校管理費で各小学校施設修繕費300万円、高須小学校空調設備改修事業工事設計委託費132万3,000円、通学路安全マップ作成委託料186万6,000円、千代保稲荷神社宮司 森健氏からの寄附金を財源にいたしまして、今尾小学校放送設備改修等施設修繕工事費383万8,000円、教育振興費で同じく寄附金によりまして図書購入費409万4,000円、中学校費、学校管理費で通学路安全マップ作成委託料100万5,000円、旧養南中学校解体工事設計監理委託料168万円、南濃中学校サッシ等改修工事費84万円、城南中学校防球ネット等整備工事費3,500万円、教育振興費で同じく寄附金によりまして図書購入費190万6,000円、社会教育費、生涯学習センター管理費で同じく寄附金によりましてロビー雨漏り修繕料68万6,000円、ロビーチェア購入費21万円、図書館費で日日雇用職員1名賃金65万2,000円、保健体育費、体育施設費で同じく寄附金によりましてバレーボールアルミ支柱等体育施設用備品購入費106万円を追加いたしました。

次に、公債費の元金で繰上償還4件を実施することに伴い、地方債償還元金3億1,776万5,000円を追加、利子で地方債償還利子1,740万円を減額いたしました。

歳入につきましては、地方交付税で3億1,500万円を追加、国庫支出金で経営体育成支援事業助成金707万2,000円を減額、国民年金事務費交付金136万円を追加、県支出金で青年就農給付金150万円を追加、寄附金で学校図書等の指定寄附金として千代保稲荷神社宮司 森健氏により教育費寄附金1,000万円を追加、繰入金で財政調整基金繰入金4億円を減額、公共施設整備基金繰入金2億円を減額、環境施設整備基金繰入金2億円を減額、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金8億7,054万円を追加、市債で消防車両購入事業債1,020万円、中学校統合整備事業債3,320万円を追加いたしました。

また、地方債の補正では、消防車両購入事業債、中学校統合整備事業債の限度額の変更を

させていただくものであります。

続きまして、議案第51号の平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ4,673万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ28億6,643万7,000円とするものであります。

補正内容につきましては、諸支出金で前年度事業精算により、国・県等への償還金4,673万7,000円を計上いたしました。財源につきましては、繰越金で前年度繰越金の4,673万7,000円を充てるものであります。

続きまして、議案第52号の平成24年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ16万2,000円を追加し、補正後の予算額を収益的収入及び支出それぞれ7億2,276万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、収益的支出で水道料金等審議会委員報酬16万2,000円を計上いたしました。財源につきましては、水道使用料16万2,000円を充てるものであります。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第53号の地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、利益の処分及び資本剰余金の処分につきまして、条例で定めようとするものであります。

議案第54号の海津市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、新たに急速充電設備が対象火気設備等として位置づけられたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第55号の海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年度からの城南中学校と南濃中学校の統合を平成28年度に延期するため、附則を改正するものです。

議案第56号の外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、平成24年7月9日付で外国人登録法が廃止され、外国の方についても日本人と同様に住民基本台帳に登録されることになったことに伴い、外国人登録の関連表記を削除するため、関係する海津市下水道条例、海津市農業集落排水処理施設条例の排水設備指定工事店の指定に関する添付書類で「又は外国人登録証明書」を、責任技術者の登録で「又は外国人登録証明書の写し」を削り、海津市手数料徴収条例の「外国人登録原票に登録した事項に関する証明書等の交付」に関する項を削り、海津市子宝祝金支給に関する条例の支給の条件で「又は外国人登録法に基づき外国人登録がなされている者」を削るため、条例の一部を改正するものです。

議案第57号の公共施設の位置表記変更に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、

市内の各施設の位置の表記について、現況と異なる箇所が複数存在することが判明しましたので、これを訂正するため関係する条例を整理し、各条例を一部改正するものです。

続きまして、決算案件14件について順次御説明申し上げます。

平成23年度海津市一般会計、特別会計、企業会計、駒野奥条入会財産区会計及び羽沢財産区会計の決算について、決算書別冊2により、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成23年度海津市一般会計決算におきましては、歳入決算額163億4,270万7,187円で、歳出決算額146億2,501万3,683円で、歳入歳出差引額は17億1,769万3,504円ありますが、小学校空調設備整備事業を初め、4つの事業におきまして平成24年度の繰越明許をしておりますので、その財源を差し引きますと実質収支は17億839万1,504円となっております。

次に、認定第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計、認定第3号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計、認定第4号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、認定第5号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計、認定第6号 平成23年度海津市介護保険特別会計、認定第7号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計、認定第8号 平成23年度海津市下水道事業特別会計におきましては、7特別会計全体の歳入決算額は101億9,399万2,551円、歳出決算額は100億4,667万2,958円で、実質収支は1億4,731万9,593円となっております。

次に、公営企業会計決算の認定案件4件について御説明申し上げます。

認定第9号 平成23年度海津市水道事業会計決算につきましては、水道事業の業務量として給水戸数が1万3,427戸で、前年度比較58戸の増、年間総有収水量は425万140立方メートルで、前年度比2.8%の減であります。

収益的収支につきましては、水道事業収益が7億4,396万2,447円、前年度比5.4%の減であり、主なものは、水道使用料6億5,746万7,140円と一般会計からの繰入金8,303万4,000円であります。

一方、水道事業費用は7億2,153万9,567円、前年度比0.4%の減となり、この結果、経常収支は純利益1,337万5,928円となりましたので、さらに一層経費の削減等、注意を払いつつ運営していく所存であります。

資本的収支につきましては、資本的収入の負担金、補償金により5,380万4,000円。資本的支出は配水管布設改良工事、消火栓設備工事、企業債償還金等により4億4,833万7,154円となり、3億9,453万3,154円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、認定第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、

当施設の年間業務量の入所実績は1万5,962人、1日当たり43.6人で、前年度比較435人の減、短期入所につきましては2,693人で、前年度比較で302人の増となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、一般会計繰入金等で2億3,363万8,620円となりました。

一方、施設運営事業費用は2億1,795万9,227円となり、この結果、当期純利益は1,567万9,393円であります。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、施設備品の購入費で154万3,045円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、認定第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算につきましては、デイサービス利用者3,660人、1日当たり14.3人、前年度比較30人の減となる業務実績によりまして収益的収支の施設運営事業収益は、施設介護報酬、施設利用者負担金等で3,887万7,492円となりました。一方、施設運営事業費用は3,667万9,676円となり、この結果、当期純利益は219万7,816円であります。

次に、認定第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、入所者3万641人で前年度比較2,713人の減、短期入所者3,656人で同比較1,735人の増、通所リハビリ5,379人で同比較89人の減の業務実績によりまして収益的収支の施設運営事業収益は、施設介護料、利用者等使用料等で5億1,131万5,793円となりました。一方、施設運営事業費用は5億863万2,705円となり、この結果、当期純利益は268万3,088円であります。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、エレベーター機能維持修繕工事、低床ベッド等備品の購入、企業債償還金により3,957万7,389円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、認定第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計におきましては、歳入決算額は260万9,082円、歳出決算額は211万6,251円で、実質収支額は49万2,831円であります。

次に、認定第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計におきましては、歳入決算額は431万4,124円、歳出決算額は70万5,929円で、実質収支額は360万8,195円であります。

以上、決算認定案件のうち、一般会計、特別会計及び財産区会計につきましては、別冊3により各会計における主要な施策の成果等説明書を提出しておりますし、報告案件1件を含む各会計決算認定案件に対します監査委員の審査意見書につきましては、別冊4、別冊5により付しておりますので、何とぞ御認定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

先ほど御報告を申し上げましたが、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

土地開発基金の土地保有面積は5万2,208平方メートルと申しましたが、5万22.08平方メートルに訂正をさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 昇君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第13号の平成23年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出については、地方自治法第241条の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

また、報告第14号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決はいたしません。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。諮問第2号については、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続いて、議案第50号から議案第55号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第50号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） ページ数で言えば6ページ、それから8ページになるかと思います

けど、地方交付税のことでお尋ねをいたしたいと思います。

皆さん御承知のように、今国会で公債発行特例法が、要するに可決されなかったということで、当然私たち海津市にも何がしかの影響があるかと思うんですけれども、まずその中で、具体的にお尋ねするんですけど、例えば今回新聞によりますと、いわゆる地方交付税枠が4兆円というふうなことが新聞記事で書いてありましたけれども、その額というのは、今回提案されておる補正予算の額だけがその対象になるのか、あるいは当然支払いがおくれてくるというわけでありますので、当初予算の45億二百何十万かというその当初予算枠もあるわけですけど、これは一体、海津市にとっては、額は私も賛成ですけど、要するに支払われる時期というのはこの国会の議決とこれとどういうふうにずれてくるのか、ちょっと具体的に御説明いただきたいと思いますし、そして、やはりそれに伴って予算執行上いろいろ問題がないのかなあという心配をいたしておりますので質問をさせていただきたいと思います。まず、お答えをお願いします。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 国のほうの特例公債法案の成立というのが延ばされておまして、現地方交付税の交付につきましては先週の金曜日に閣議決定がされております。県におきましては、3分の1の交付ということで、残りが交付の延期がされておるという中で、市町村におきましては、この本日9月10日に予定されております交付枠全額が交付されるということで閣議決定がされ、9月交付が予定されております交付分につきましては、本日全額、市のほうに交付されてくるというような予定でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） そうしますと、まず当初予算に上がっておった45億というのは、既に国から交付税として海津市にもう交付されておると、こういう解釈でいいかどうかということと、それから今回の場合は、今、部長が言われた3億1,500万補正額、これが要するに9月10日に交付されるということで海津市に入金されるという解釈でよろしいかどうかをお答えいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 市町村に交付されます交付税につきましては、4月、6月、それから9月、11月ということで交付されてくることになっております。本年、当市の本算定によります交付額の総額のうち、既に4月、6月で交付されております総額の約4分の1ずつの2回、交付されておりますので、総額の約半分につきましては交付がされてきております。残りの9月と11月につきましては、2回に分けて約11億7,000

万円が9月と11月に交付される予定でありまして、その総額が本年の交付額の全額ということになります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 意味はよくわかりましたけれども、ただ私、1つだけお尋ねしておるのは、今回の財源をつくるために赤字国債を発行せないかんということで、その法案の成立が延期になったわけですね。そうなってくると、今、総務部長がおっしゃるこの9月10日、9月分、11月分の財源というのは多分いわゆる赤字国債で財源を確保して、海津市なら海津市へ交付税が交付されるんだと私は理解をしておったんですけども、それについては、今の部長の答弁ではそのあたりは明確ではありませんので、要するに今回の1年間の交付税の額に対して赤字国債で財源補填をして地方に交付するというのは、私はこの国の仕組みではないかなあと。したがって、9月、11月分は今国会でいわゆる公債発行特例法が可決されて初めて赤字国債が発行できるということで、それを税源の根拠にして地方に交付税が払われてくるというふうに理解をしておるんですけど、今の部長の話だとちょっと違うようなふうに私は受けとめられるんですけど、私の解釈が間違っておるのでしょうか、どうですか。それだけ最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 国のほうの地方交付税会計におきまして、現9月交付分につきましては、国のほうの財源としては確保されておるというふうに聞いております。最終の11月になりますと、議員がおっしゃられるように国債等発行によりまして財源を賄うというような国のほうの財源手当になろうかと思っております。ただ、国のほうの方針として、その財源がどうやって確保されるかにつきましては、今のところそういうことで特例公債を財源というような予定でおられるということでありまして、市のほうとしましては、国の財源がいかなるにせよ、予定どおり交付をされてくるというようなことで思っております。以上でございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） 財産管理費の旧石津幼稚園の解体設計委託料に伴う100万ですけども、これは一部を残して石津地区社協の事務所に使われるということをお伺いいたしておりますが、過日、全員協議会で耐震に問題があるのではないかという発言がありましたが、そこら辺は地元の方の了解を得て、それでもよろしいので貸してほしいという了解を得てのことでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 貸すに当たりましては、地区社協の方々にも耐震状況等につきまして、現在の状況というのはお知らせはしてございます。その中で、今回取り壊しをやらせてもらう中で、一部残すというような工事をさせていただく予定ではございますが、若干その現耐震の状況よりもよくなるような状況で、耐震補強も含めて工事を実施させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 教育費、小学校費、これはまた中学校のほうにも関係してまいりますけれども、通学路安全マップ作成というふうにこれうたってありますけれども、この作成に関して、業者に任せておくのか、それともPTAの方々の同行をいただいて、安全の確認をやっていただくのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 安全マップにつきましては、各学校に調査をもう既に行っております。それを元にしまして全市内のものを1枚にまとめる、それから裏面に各校区ごとのものを1枚にまとめるというような発想でやっております。ですから、学校とかPTA等の御意見も十分参考にさせていただいてやるという発想でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、土木のところ、道路整備のこのスマートインターの導入検討業務というふうにありますけれども、どの場所かということと、それとともにどんな内容を検討していくのかという、ちょっと詳細なところをお願いしたいということと、こういうことは委託先となると特殊なのか、そこら辺がちょっとわからないんですけれども、その点についてはどのようなふうになっていくのか教えていただきたい。

それとともに、都市計画事務事業で住宅リフォームの補助金の増ということで、これは3月のときにも、いかにも500万では少ないからさらに増額補正できないかということをおっしゃっていただきましたので、今回こうしてふやしていただけたということは大変ありがとうございます。ただ、その中で現在までの申請件数とか、今までの内容をお聞かせ願いたいということと、今までの件数とかにあわせて、この800万というふうなことを検討されてきたんだとは思いますが、その内容をちょっとお願いします。

それとともに、今回この住宅のリフォームというふうだと、外構とかいろいろ、その基礎的なところについてはたしか入っていなかったように思うんですけれども、今、いつあるか

わからないんですけども、地震での液状化の問題が出てきています。その液状化に対応できるようなこういう助成制度というふうなのは、このリフォーム助成でも液状化に対応できるようにしていかれるのかどうか。どうしても、やっぱり新しいおうちなんかで、その地域のところで液状化になってしまうと傾いてしまうということもあるし、それを防ぐための手だても、ある程度、万全とは言えないにしてもあるようにはお聞きしておりますので、そこら辺、ほかにもこういう助成制度として考えられるものがあるのかどうかということも含めて、ちょっと教えていただければなあと思いますけれども。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） スマートインターのことについて、お答えします。

スマートインターは、一般国道から高速道に連結するための国へ連結申請が必要でございます。これは地方自治体が発意しまして行うETC専用のインターチェンジでございます。御質問の場所につきましては、現在、国のほうで休憩施設を海津市に計画をしてみえます。それにあわせて休憩施設を利用してできるスマートインターを検討しております。事業内容につきましては、委託内容につきましては一番大事な費用便益、すなわちB/Cが1.0以上にならないと設置ができませんので、これを調査するのと、それには利用交通量の推計とか道路構造の検討等いろいろ出てくると思います。その辺をコンサルのほうに委託したいというふうに考えております。コンサルにつきましては、通常の建設コンサルであれば大体できるというふうに認識しておりますが、過去の実績等も考慮しながら、その辺は進めていきたいというふうに思っております。

それと、住宅リフォームの関係でございますが、現在のリフォームの数でございます。8月末で57件出ております。補助金にしまして427万ほど出ております。

内容につきましては、特に屋根回りの修繕、水回りの修繕等が主なものでございます。

それと、液状化の関係になってくると思うんですけど、液状化に関しましては、きちっとした工法等がまだ国のほうでも示されておられませんので、それに対して補助を出すというのは今のところの段階では大変難しいというようなことになっております。

外構の関係でございますが、外構につきましては、一応今のところは採択基準の中には入っておりません。あくまで住宅を改修するという中で、ただ1つ、下水道等の普及のために下水道の配管工事につきましては、補助対象といいますか助成対象にしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） もう一度、スマートインターのところの、1. どれだけ以上じゃないとというふうなことを言われましたけれども、もう少し何かわかりやすく、ちょっと教えて

いただきたいなあと思うんですけれども、どういうことがあったら1.何以上になって、その部分のところをもう少し詳しく教えていただければなと思いますけれども。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 今のこれをやる上で、実施設計書というものをつくらなければなりません。それには、実際に今言ったようにB/Cが1.0以上になるかということになると思うんですけど、B/Cといいますのは、要するにかかった費用に対して入ってくる収入という、それを差し引きしまして、収入のほうが多くなると、やはり後で管理するのもNEXCOさんで管理することになりますので、やはり赤字というような形ではなかなか許可がおりないということですので、その辺、交通量等をいろいろ調べて、それでもって検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 今の建設部長の答弁の中で、少し聞きにくかった点がございましたので、再度確認する意味で御質問いたします。

これは、リフォームの件ですけれども、水回りに関して、例えば下水道の接続がしていない家庭に関しては、下水道に接続が条件なのか、それとも条件は入れないのか、その点は。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 下水道に関しましては、下水道候であれば、リフォーム対象にはなりません。あくまで住宅リフォームを伴う下水工事ということであれば、一応オーケーというような形でやっておりますので、実際、敷地内のところは下水以外は、例えば擁壁をやるとか、ブロック塀をつくるとかいうのは、一応補助対象にはしていませんが、下水道を普及する意味でも、住宅リフォームを利用して少しでも促進をする意味で、宅内の配管を住宅リフォームにあわせてやっていただける方は、補助対象としようというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 私の聞き方がちょっとまずかったかなあと思うんですけれども、私は下水道に接続していない家庭に関して、接続が条件なのか、例えば接続がなかなか困難な家庭もあろうかと思えます。そういった家庭に関しても、接続の義務に関係なくリフォームの対象にいただけるのか、またやっておるのかということをお尋ねしたい。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 下水道に関しましては、どうしてもやらないといけないというこ

とではございません。あくまで住宅のリフォームが対象ですので、それと同時にやる場合は対象にしようというふうには思っております。

○議長（森 昇君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 違うんですよ、下水道につなぐ、つながんは別として、下水道につなぎたくてもつなげない家庭もあると思います。そういった家庭でも、水回りのリフォームはその対象になるのかということ。下水道は離していただいて、必須なのかどうか。つなげない家庭でもリフォームの対象にしますよと、その接続に関してじゃなくして。ちょっと私の聞き方がまずかったかなと思います。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 住宅リフォームだけの事業でオーケーというふうに考えておりますので、それをお願いします。

○議長（森 昇君） ほか、ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 17ページをごらんいただいて、先ほど市長から繰上償還の説明をいただきました。3件あると聞きましたが、その内容をお願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 繰上償還でございますが、財政の健全化を維持するために、補償金等が発生しないもののうちから、金利が高い順番に上位4件を繰り上げ償還するものでございます。

具体的に申し上げますと、一般会計で利率が3.5%の借入残高が約1億5,000万円、目的といたしましては、総合福祉会館のひまわりの整備事業、2番目といたしましては、一般会計で利率が3.2%、借入残高が約4,700万円、大樽川堤の輪中公園の整備事業、3番目といたしまして、一般会計で利率が3%、借入残高が約7,600万円、これも同じく大樽川堤の輪中公園の整備事業、4番目といたしまして、一般会計で利率が2.7%、借入残高といたしましては約6,800万円、南濃グラウンドテニスコートの整備事業の4件でございます。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 先ほどの財産管理事業に関して、若干別の角度から、私もお尋ねした

いなと思っております。

この地区社協に関しては、有償で貸すのか無償で貸すのか、まずその点をお尋ねします。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 予定しておりますのは、無償での貸借ということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 続いて、生活保護費の中で、生活保護国庫負担金の返還金とありますけれども、この返還金というのは生活保護を受ける方が減ったというふうに解釈するのか、どういったふうに解釈したらいいのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 生活保護費の返還金でございますが、これは23年度事業、結局、予算に基づきまして国庫に申請をしております。それで、実績に基づきまして、実績がその数値を下回ったということで精算をしまして返還をするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第51号 平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、議案第52号 平成24年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 法律の施行、改正に伴って、これを海津市が条例を制定される。いわゆる条例を制定すれば議会の議決が要らないと、そんなように逆に判断ができます。

今回、決算が出ていますが、その決算にこういった条例が適用を受けるのかどうか、その御判断だけいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） この条例につきましては、決算と同時でも構わないということで、この条例の決算認定も影響いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ちょっと意味がよくわからんのやけど、剰余金等の取り扱いについて定めておる条例ですね。今回の決算の23年度決算にこの条例が適用を受けるかどうか、それをお尋ねしたわけです。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 23年度決算にも適用を受けます。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 執行部のほうから財政推計を出していただきまして、ありがとうございました。

一番心配をしているというか、疑問に思うのが、条例と直接関係があるかどうかということも御指摘を受けるかわかりませんが、平成27年度以降、合併特例債事業費を上乗せ、年約1億円を見ておる。27年と申しますと合併10年を過ぎております。それで、新市まちづく

り、この合併のときに建設計画が県とヒアリングを受けて決定をいたしております。それに基づいて合併特例債が認められております。今回の10年を超えるこの合併特例債を発行する、こう言い切っているのかどうか。その辺について、お答えください。ちょっと条例とは違いかもわからんけれど問題はここにあると。財源の問題がありますので、お願いします。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 合併時におかれまして策定されておりますまちづくり事業の計画の中で、今回合併特例債が5年間延期をされたということにつきまして、今後まちづくり計画につきましても変更の手続を議会のほうへ提出をさせていただくというような予定でございます。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 県の知事とのヒアリングが必要になるので、そのことについてはお任せしておきましょう。

ただ、総合開発計画の後期計画の中に、まだあやふやな文言が残っています。いつやるかというのが定まっていない。そういったものを見直しを今後どうするか、どういったお考えか、お知らせください。

○議長（森 昇君） 企画部長 伊藤恵二君。

○企画部長（伊藤恵二君） ただいまの星野議員さんのお尋ねでございますが、総合開発計画後期計画につきましては、今後、実施計画を本部推進会議、それから審議会を通じた中で毎年度ローリングしながら見直しをしていきたいと考えております。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 3月時点でのこの条例の一部改正のときには、やっぱり教育委員会のほうとしても住民の方の意見を尊重してということで、ある程度の、中止というか期限を切った統合ということを考えないというような形の条例を出してみえたわけですけども、でもそれをこのように2年間に延ばすだけというふうにされた経緯といたしますか、教育委員会の判断というのはどこでどういうふうに変わってきたかということも、ちょっとお知らせしていただきたいということと、それとともに、住民の方の意見をどのように聞いてこられたのかということもお尋ねしたいと思いますが。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 昨年の2月に延期の方向というようなことで、ことしの3月に条例改正案を提出させていただいたんですが、そこで同時に出席されておりました統合に向けた請

願書が採択されたということ、それから延期の方向というような条例改正案については否決されたというようなことを受けまして、教育委員会としましても再度考え直したというのが現実でございます。

それから、各地区で説明会等をずうっと昨年度より行っておりますが、住民の皆様方の御意見と申しますかそういうものを、あるいは意識なんかもPTA等にアンケートをとるといような方法も使いましたし、そういうことで、つかんでおるといようなことでございますが、最終的には議会のほうで否決をされたということが大きな変更のポイントになるのではないかと。議会と申しますのは、やっぱり住民の代表者で出ておっていただきますので、やはりそこでの議決というものを重く受けとめないといけないということが基本的なものであります。

それから、2年間の延期というように今回出させておっていただくわけですけど、現在はまだ条例が生きておりますので、このままでいきますと、26年の4月1日に統合をやらなければいけないということになっておりますが、延期の方向等で工事関係、施設整備等が最初の計画よりも2年分おくらしているというように、28年4月1日に統合を完了するという計画で今回出させておいておるといのが経緯でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 議会が否決したからというふうなのは別として、ずうっと前回の3月の条例の一部改正を出されたときにも、教育委員会がとてもぶれているというふうなことが住民の方から言われていたと思うんです。確かにこのままでいくと26年の4月1日に統合というふうにしてしまう、条例が生きていけば、そういうところの中で延ばされたとは思いますが、この統合を。当然、統合が前提というふうで。でも、一旦ある程度の教育の専門というんですか、そういうふうな方からいろんな判断をされた中で、また今度は統合をというふうになってきた理由というのがちょっとわからないもので、もう一回委員会の中での、本当にその話というか、特に何が問題になって、ただ議会で否決されたということだけが問題になったのか、それともそれ以外のことも何かいろいろあって、それでやっぱりこの2年先に統合しますよというふうな判断になったのかということをお聞きしたいわけなんです。済みませんけれども、そのところを教えてください。

それとともに、当然、南濃中学校自体は耐震化しております。この耐震化にかかった費用というのも、ある程度なかなかのものだったと思いますし、せっかくそうやって耐震化されている校舎なんかももったいないじゃないですか、はっきり言って、ある状態の。何もこれを何十年も何年もと、耐震がだめになってからでももう一回建て直ささいよとまでは言いませんけれども、耐用年数がある間ということとは考えられなかったかなあということも1つ、

教育長としてはどういうふうに考えてみえたのかなあと、それだけをお願いします。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 経緯につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、耐震化につきましては、統合があるなしにかかわらず、1年でも子どもの生命を守るというような立場でありますから、やっていかざるを得ないというような立場で耐震化を進めたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 子どもたちの安全のためにという耐震化というのは、それは当然のことだと思って、それはそれでいいんですよ。でも、せっかくそういうふうにあるのということで、やはり耐用年数も含めて、特に今、子どもたちの育ちに何か問題があるとかというふうなわけではないと思いますので、やっぱり中学校が耐用年数がある間はというふうに考えたいと思うんですけれども。やっぱり同じような、この南濃中学校は一応2クラス以上ありますよね。2クラスとか3クラスのところもあるというか、年によって。そういうことから考えたら、じゃあほかの学校で2クラスのところはそのままでもいいのというふうになってしまうじゃないですか、今耐用年数がある中で。そこら辺のところはどういうふうに考えていったらいいんでしょうか。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今、堀田議員が述べられたようなことも十分考えに入れた中で、議会の議決をいただいておりますと、そんなふうと考えております。

私どもは、それをやっぱりきちっと受けとめて、今回のような結論を出したということでございます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第50号から議案第55号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までの6議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月26日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第56号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 先ほど市長からの説明がありましたように、いわゆる外国人登録法の廃止に伴うもので、これに異議を唱えるものではありませんけれども、中身についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

外国人登録法は、平成21年7月15日ですか、正式には廃止になり、経過措置として3年間ということで、今年度正式に廃止になるというふうに私は理解をしておるわけですがけれども、問題はこの外国人登録法が廃止になって、それによってこの法律をカバーするとか外国人の人に対する、要するにこの適用を受けるような、いわゆるかわるものというのは何もなく、日本人と同じような扱い、扱いといたら失礼ですけど、対応の仕方になるのかどうか、それがまず1点と、それから当然そういうことになってきますと、いわゆる住民票だとかいろんなものの申請等もどういった法律的根拠によってそういう手続等が行われていくのか、ちょっと私自身勉強不足でわからないもんですから、この外国人登録法と今後それに伴う、これにかわるべく、何もなくなっただけで、じゃあどうなるんやということに対して、ちょっと何かわからない部分がありますので、まずそのあたりのことについて御説明、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 外国人登録法につきましては、永田議員がおっしゃるように、廃止ということになっております。それにかわるものとして住民基本台帳法、こちらのほうがこの7月9日に施行されておまして、この中で外国人の方々につきましても日本人と同様の扱いによって行政事務を行っていくというようなことで、住民基本台帳に登録をして、また住民票の発行等の請求があった場合は、住基法上により日本人の方々と全く同じように発行がされるというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 意味はよくわかりました。

それで、今おっしゃった、たしか私の記憶違いか、そうであつたらお許しいただきたいと思いますが、外国人登録法には罰則等もあつたような気がするんですけど、問題は今おっしゃった住民基本台帳法は全くそういった部分、いわゆる外国人と日本人との違いが当然ありますけれども、そういったものは全部その中に、いわゆる法的なものというのは受け継がれてきておるのか、私はちょっとその根拠になるものを持っていないんですけど、その

21年7月15日に廃止になったときには、いわゆる経過措置で3年間、政令によりというふうなことでやるというが書いてあるんですけど、そういったことについては、つまりそういうものにかわるという、具体的にどういったところでそういう位置づけをされておるのか。私はやっぱりそういった、そちらへ移されたという根拠法令とか、いわゆる国からの内容は、議会でまだその部分というのは審議されていないと思うんですけども、この条例でこういったふうになくなってしまうと、要するにこの基本台帳そのものの上位法が適用されて、例えば子宝何とか金とか、こういったものももらえるようになるのかどうか。ちょっと私はその条例と国の法律の関係について、もう少し具体的に御説明をいただきたいというふうに思っております。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 外国人登録法の廃止に伴う措置としましては、たしか入管法等の改正もされておるんやなかろうかと思いますが、我々この市町村事務におきまして、全て住民の方へのそういった行政サービス等は住基法に基づいて行われております。そういったことで、外国人の方々もこの住基法のほうに登載をさせていただきまして、これからの事務を行っていくということでございます。

先ほど、子宝祝金の関係で対象云々という話がございましたが、今までは、この今回の条例、それぞれこれを改正させていただいておりますのは、住基法に基づく日本人の方々と、外国人登録法に基づく外国人の方々のこの二本立てでそれぞれ条例を定めておったわけですが、条文の中で、これを外国人登録法がなくなったということで、外国人の方につきましても住基法の対象とされることになったことによりまして、住基法のほうへ一括で拾い上げるということでございます。したがって、子宝祝金等につきましては、ここにございますように外国人登録法云々という部分を削除いたしまして、住基法の根拠だけでもって、それぞれ対象者を求めていくという改正でございまして、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 趣旨はよくわかりました。

ただ、私が言いたいことは、条例というのは当然、外国人登録法があったときにはこうして、その条例の中で外国人と日本人を明確に分けておったわけですね。しかし、今度外国人登録法がなくなったことによって、その削除はそれでやむを得んと思います。ただ、今のこの、じゃあ住基法との兼ね合いについて、この条例の中でそういったことをある程度明確化しておかないと、やはりこの解釈の仕方が私は問題があるんじゃないかと。解釈の問題があるから、外国人登録法があるときには条例の中にわざわざ一項を入れて、全部やっておるわけですね。そして、その法律がなくなったから削除になった。ところが、今度それが住基法

へ行ったと。住基法になったら、それは入っておるで当たり前やで条例の中に入れなくていいという解釈は、私はちょっと何か違和感を感じますけれども、このあたりについては、やはり私はそれなりに条例の中で明文化しておく必要があるのではないかなあというふうに私は思いますけれども、これは意見です。しかし、執行部のお考え方だけは、お聞きしておきたいと思います。ということは、ほかの幾つかの、この手数料の問題だとかいろいろ出てきますね。だから、そういった中でもわざわざ何で外国人登録法があるときだけ分けておって、今度はそれがなくなったで住基法になったら一切そういうことはしなくていいのかな、私は非常に疑問に思いますし、これを見た限り、なかなかそこまで一般市民の方、あるいは外国人の方はわからない場合もあるのではないかなあというふうに思いますけど、そのあたりの基本的なお考え方だけお聞かせください。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 我々は、市民の方、住民の方に行政サービスを行っていく上で、日本人の方、そして外国人の方がお見えになるわけでございますが、それぞれ同一のサービスをするにしても、そういった外国人登録法または住基法による登録、この2つのルールというか根拠がございまして、それに基づいて今までやっておりました。

これが、上位法であります外国人登録法が廃止されて、その部分を住基法に組み入れるという改正が法でもって行われておりますので、この現在の7月9日に施行されております住民基本台帳法に基づいて事務を行っていくということで、その部分につきましては、十分根拠としてはよろしいのではないかなと思っております。

○議長（森 昇君） ほかにございせんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 永田議員の考え方と大分違ってお尋ねしておきたいと思います。

今回の改正で第3条です。先ほど部長がおっしゃっていた入管法との改正があって、この公布を受けたわけですと書いてあります。今回の海津市の条例が公布の日から施行すると書いてあるんですけど、この公布期日が明確にされておられません。いわゆる24年7月9日以降、もとの条例に基づいて手数料を取っていないのかどうか。そういった事案があったら大変なんですよね、実は。そういったことを調査されておるのでしょうか。そのことについてお答えを。いわゆる公布の日とその間、きょうまでの間で、申請書が出て手数料をいただいたかどうか、お調べいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 公布の日と申しますのは、この議決をいただいた日になろうかと思っております。そして、また手数料につきましては、ちょっと調べさせていただきた

いと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 調べてみないとわからんというのは、大体困ることなんですよね。

これは、前回の議会でもう既にこの条例の改正をやっておかないと、手続上の問題が残っておったんやないかなと。違いますかね。だから、その辺を早期に調査して、どういう対応をすべきか、そこも含めて御検討いただければいいかなと。非常に心配なのはここだけなんです。よろしくをお願いします。

お答えいただければ、後日調査をされて対応してください。

○議長（森 昇君） よろしいですか。

○市民福祉部長（木村元康君） はい。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第57号 公共施設の位置表記変更に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第57号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、文教福祉委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、議案付託表のとおり、文教福祉委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月26日までに終了し、議長に報告をお願いします。

ここで休憩をいたします。10時40分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午前10時25分）

---

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（午前10時40分）

---

○議長（森 昇君） 休憩前に、星野議員から発言がございましたことについて市民福祉部長から回答をさせますので、よろしく申し上げます。

市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 先ほどの議案第56号の星野議員さんからの御質問の件でございますが、議員さんがおっしゃられる趣旨によります収納はございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） 続きまして、ここで認定第1号から認定第14号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 柴田清文君。

〔代表監査委員 柴田清文君 登壇〕

○代表監査委員（柴田清文君） それでは、監査委員の審査結果の御報告を申し上げます。

平成23年度海津市一般会計、9つの特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る7月10日から8月23日に、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成23年度海津市一般会計決算、平成23年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成23年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成23年度海津市介護保険特別会計決算、平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、平成23年度海津市下水道事業特別会計決算、平成23年度海

津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成23年度海津市羽沢財産区会計決算の10会計及び平成23年度海津市土地開発基金の運用状況は、関係諸帳簿の計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思いません。

引き続きまして、海津市公営企業会計の平成23年度海津市水道事業会計決算、平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る5月21日から7月18日に、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成23年度海津市水道事業会計決算、平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成23年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の4会計は、会計諸帳簿の計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思いません。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（森 昇君） ただいま代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成23年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 平成23年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 平成23年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 平成23年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 平成23年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 平成23年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 平成23年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 平成23年度海津市介護老人福祉施設事業ダイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 平成23年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

認定第13号 平成23年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第14号 平成23年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの14議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

指名をする決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、6名の決算特別委員を発表させていただきます。

5番 六鹿正規議員、6番 藤田敏彦議員、8番 堀田みつ子議員、11番 服部寿議員、15番 星野勇生議員、17番 西脇幸雄議員、以上でございます。

○議長（森 昇君） お諮りします。ただいま指名をいたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月26日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩をいたします。決算特別委員会委員の皆様は、正・副議長室にお集まりをお願いします。休憩の間に、決算特別委員会の正・副委員長の互選をお願いしますので、11時まで休憩といたします。

（午前10時52分）

---

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

○議長（森 昇君） ここで決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長より発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（青木 彰君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に西脇幸雄議員、副委員長に堀田みつ子議員、以上でございます。

○議長（森 昇君） よろしく御審査をお願いします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

なお、次回は9月11日に再開いたしますので、よろしくお祈りをいたします。

（午前11時01分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年9月10日

議 長 森 昇

署 名 議 員 伊 藤 秋 弘

署 名 議 員 山 田 武

